

■参加募集にかかるFAQ

- ・11/1(水)開催「自然共生サイトと支援者のマッチング（試行）オンライン説明会」でいただいた質問のうちマッチングに関連するもの及びそれに対する回答を記載します。
- ・上記に加えて別途事務局宛にいただいたご質問とその回答を後日追加しています。
- ・本FAQ及びお問い合わせは事務局（アビームコンサルティング株式会社 E-Mail：JPABOECM_2023DL@abeam.com）宛にご連絡いただくと幸いです。

環境省自然環境局生物多様性主流化室
2023年11月8日時点版

No.	質問	回答
1	11/1(水)に開催された「自然共生サイトと支援者のマッチング（試行）オンライン説明会」の資料はHP等で公開されているか。	投影資料は下記リンクに掲載済み。後日同リンク先にてYouTubeに説明会の動画も公開予定。 https://www.env.go.jp/nature/30by30_00001.html
2	マッチングにあたって、自然共生サイトに認定されたサイトと保護地域で差異はあるか。	保護地域が含まれるか否かに関わらず、同じ扱いとなる。
3	支援者と自然共生サイトの所有管理者とのマッチングにおいて、どのような基準でマッチングを行うのか。	明確な基準は設けていないが、令和7年度からの本格施行に向けた試行を目的とした事業であるため、被支援者・支援者それぞれでなるべく様々なパターンを組み合わせを試行したいと考えている。全ての希望に応えられるわけではないが、参加者からの希望があれば、希望を踏まえて検討する。
4	マッチングの試行がうまく進んだ場合、実際の支援を具体的に検討したり、来年度の自然共生サイト認定に応募することは想定して良いか。	実際の支援及び自然共生サイト認定への応募も検討いただきたい。
5	アピール動画公開後に支援者締め切りを設けた方が幅が広がると思う。このような流れとした理由を教えてください。	スケジュール上の関係であるが、動画閲覧後、支援者の辞退期間も設けているため、ご関心がある時点で応募いただきたい。
6	支援証明書にはどのようなインセンティブがあるか。	支援証明書の記載内容・使い方によるが、例えば企業にとってはTNFDの情報開示の中で活用できることがひとつのインセンティブと考えている。今回の試行によって具体的な事例を創出する。
7	自然共生サイトの認定を目指しているところ、生物モニタリング調査の支援を希望するために、このマッチング制度を利用してよいか。	生物モニタリング調査の支援を希望する旨を記載してマッチングに応募いただきたい。
8	支援額は支援者が任意に決められるのか。支援募集において支援金額が設定されているか。	事務局による支援額の設定はしておらず、支援者・被支援者間で調整いただく。なお、支援の形を金銭的な支援に限るものではない。
9	被支援者が支援者を自ら選ぶことは可能か。	応募フォームに自由記入欄があるため、そちらに入力していただくことが可能。
10	支援を希望する者から支援先としての指名があった場合に、支援をお断りすることも可能か。	可能である。
11	金銭的支援を受けた場合、支援金の使途について後日報告や証明が必要になるか。	今回の試行はモデル的試行という位置づけであり、報告をいただくことは義務としていない。本格運用の枠組みの中では事実確認のプロセスは必要になると考えている。
12	これまで言われてきた「貢献証書」とは、「支援証明書」と同じものか。	同じものである。
13	支援が半年度か複数年度か等の支援協力の度合いの違い、または金額の大小などによって支援証明書の記載内容は変わるか。	支援証明書の内容は検討中であるが、金額や期間は記載する予定である。また、支援証明書には本紙と別紙があるが、別紙には本紙に記載できない情報をアピールのために記載できるように設計とすることを考えている。
14	自然共生サイト管理者側の立場だが、申込に際して、希望する支援を明示するのか。	応募フォームに記入欄がある。具体的に記入いただくと効果的なマッチングに資するが、限定できない場合は幅広く記入いただければ良い。
15	今年度後期に自然共生サイト認定を申請しているが、その情報はマッチングに活用されるのか。	自然共生サイト認定への申請内容はマッチングに活用しない。必要に応じ、応募フォームの自由記入欄にサイトの情報を記載いただきたい。記載内容に不足があれば追加のヒアリングを行う可能性はある。またマッチング成立後には双方で情報交換いただきたい。
16	マッチング制度を受ける前に、既に支援者・被支援者がお互いに支援したい、されたいという要望が合致している場合などでも、必ずマッチング制度を利用して、登録されたサイトの保全を図らなければならないか。	必ずしもマッチング制度を活用する必要はない。今回の試行においては、新たにマッチングの相手を見つけたい場合や、マッチングは成立しているが活用方法の議論をしたい場合などに応募いただくと良い。なお、既にマッチングが成立している旨を備考欄に記載いただきたい。
17	自然共生サイト認定において生物多様性の価値を示すために要するモニタリングコストや、日常管理にかかるコストも支援対象になり得るか。	支援者・被支援者間で合意できれば対象となる。どのようなところに支援が必要かということが決まっていれば、応募フォームに記載いただきたい。
18	今回の試行応募に必要な申請内容を一覧で確認したい。	下記リンクに掲載予定。事務局に問合せいただければ直接送付可能。 https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/matching/index.html
19	マッチング制度を使わずに支援してもらった場合と比べ、マッチング制度を使って支援してもらった事のメリットについて教えてください。	WGにおいて支援証明書がどの様に活用できるかを議論することができるが、試行に参加いただく1つのメリットである。
20	1つの自然共生サイトに対して、複数の支援者がマッチングされるケースはあり得るか。逆に、支援者1者が複数の自然共生サイトを支援することはできるか。	自然共生サイト1つに対し複数の支援者のマッチングはあり得る。また、支援者1者が複数の自然共生サイトの支援を行うことも可能である。
21	マッチング以降にトラブル等があった場合、環境省に相談・サポートをいただくことは可能か。	状況に応じて環境省に相談していただきたい。トラブルの可能性を洗い出し必要に応じて対応策を講じることも試行の目的の一つである。
22	マッチングの組合せ後、支援者と被支援者は秘密保持契約等を締結するのか。	秘密保持契約等の締結は任意であり、支援者・被支援者間で決定いただきたい。
23	既に自然共生サイトの認定を受けている場合も、応募フォームに書き込んだ内容以上の詳細な情報は支援者側へ提供されないのか。	支援者側がマッチング前に見ることができる情報は応募フォームに記載いただいた内容、及び任意提出の動画のみである。
24	サイトに紐づいた保護研究に関する支援の希望は、そのサイトの管理者・団体を介して応募することで良いか。	サイトの管理者・団体が研究に関し支援を受けたい旨の合意があれば、応募いただくことは可能である。あくまで今回の施行事業の応募主体はサイト所有者・管理者を想定している。
25	今回のマッチング試行は半年間の期間を区切って行われるようだが、今後の運用でも期間を指定して支援者を募集するのか。	本運用以降は、期間を区切って環境省がマッチングを行うのではなく、自発的にマッチングが行われる仕組み・場を作ること検討している。来年度以降の仕組みの詳細は今回の試行も踏まえて検討する。
26	マッチング制度を使って支援しないと支援証明書をもらえないのか。	今回の事業は、令和7年度に支援証明書制度を本格施行させるための試行的事業である。本格的に運用が始まってからの支援証明書の取得に、マッチング制度の活用は必須ではないと考えているが、現段階で支援証明書の発行を行うことはできず、今年の試行ではマッチングに参加された方と試行的に支援証明書のイメージを作成する。
27	支援者が受けるメリットとは基本的には支援証明書のみであり、金銭的インセンティブ等は生じないか。また、被支援者との交渉次第で支援に対する金銭的な支払いを受けることは問題ないか。	被支援者からリターンを受取ることについては、両者合意の上であれば問題ない。環境省として発行できるのは支援証明書のみである。なお、企業版ふるさと納税を活用いただければ、法人税の控除を受けられる等のメリットがある。
28	複数サイトの連合としてマッチングに参加することを検討しているが問題ないか。	問題ない。応募フォームの備考欄に連合としてのマッチングを希望する旨記載いただきたい。
29	自然共生サイトのアピール動画につき、メールで送付することができない程の容量となった場合どうすればよいか。	ファイルアップロード用のURLを共有させていただき、事務局までご連絡いただきたい。